

史学委員会分科会の設置について

分科会等名：歴史資料の保存・管理と公開に関する分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	史学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>現在も恒常的に発生し続けている文書(記録)は、公文書・私文書を問わず将来の歴史資料となる。その何を残し、何を廃棄するかを選別し、これらを保存・管理・公開する任務を担う人材をアーキビストといい、こうしたしくみをアーカイブズ制度という。この制度が歴史学研究にとって重要な意味をもつことは言を俟たないが、我が国のアーカイブズ制度は国際的に最も後発で、整備が遅れており、社会的認識も十分ではない。</p> <p>本分科会では、すでに歴史資料として認識されている古文書などの保存・管理・公開問題と合わせ、将来の歴史資料となる現用文書も含めた全般にわたる保存・管理・公開に関する検討を主たる課題として取り組む。</p>
4	審議事項	<p>1. 3. 11後の被災文書の復旧とその後の復興</p> <p>2. アーカイブズ制度の確立</p> <p>に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	<p>時限設置 年 月 日～ 年 月 日</p> <p>常設</p>
6	備考	